

高知医療センター統合情報システム更新委託業務公募型プロポーザル 審査要領

高知医療センター統合情報システム更新委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知医療センター統合情報システム更新委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する参加資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する参加不適合者に該当しない参加者
- (3) 募集要領に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者
- (4) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者
- (5) 見積書の導入費用見積内訳における、既存システムと新規導入システムの費用の合計が見積限度額以内の参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は1,000点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 仕様に関する評価点 (300点)
- (2) 提案に関する評価点 (300点)
- (3) 価格に関する評価点 (400点)

3 審査委員会

下記の要領にて審査委員会を開催します。

- (1) 日程（予定） 令和7年9月30日（火）※時間については、別途連絡します。
- (2) 場所 高知医療センター2階会議室「やいろちょう」
- (3) プレゼンテーション等
 - ① プレゼンテーションの時間は1社30分程度（予定）とします。
 - ② プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
 - ③ 個別の開始予定時刻は別途お知らせします。
 - ④ プレゼンテーションへの参加人数については、会場の都合上、1者あたり5名以内とします。
 - ⑤ 会場のプロジェクター（壁面投影予定。HDMI接続）は当院にて用意しますが、ノートパソコン等は提案者が持参してください。HDMI接続に不安がある場合には、提案者がプロジェクターを持参してください。
 - ⑥ プレゼンテーションで使用する資料は提出された企画提案書の内容のみです。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された書類とプレゼンテーション（質疑を含む）の内容について、審査基準（非公開）に基づいて審査を行います。
- (2) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果（得点）を集計後、審査基準に基づく最高得点者の者を候補者として、次順位の者を次点者として選定

します。なお、候補者及び次点者は、次の要件を満たしている者としてします。

- ① 見積書の導入費用見積内訳における、既存システムと新規導入システムの費用の合計が見積限度額以内。
 - ② 複数者の提案があった場合に、見積書の上記合計金額が、他社と比較して著しく廉価で、積算漏れ又は当院職員による業務対応を念頭にした見積作成が疑われるなど、公平な評価が不可能と審査委員会が判断した場合は、価格に関する評価点は0点とします。
 - ③ 仕様に関する評価を計算した結果、算出された評価点が7割（210点）に満たない場合は失格とします。
- (3) 最高点数の者が複数ある場合は、次の順序で候補者を選定します。
- ① 価格に関する評価点が最も高い者
 - ② 価格に関する評価点が同点の場合は、提案に関する評価点が最も高い者
 - ③ 提案に関する評価点及び価格に関する評価点が同点の場合は、仕様に関する評価点が最も高い者
 - ④ 仕様に関する評価点、価格に関する評価点及び提案に関する評価点が同点の場合は、審査委員会で協議し決定します。
- (4) 応募者がいない場合及び要件を満たす候補者がいない場合は、候補者なしとします。
- (5) 参加者が1者の場合においても、本プロポーザルは実施します。